

東北地方年金記録訂正審議会（第4回総会）

日時：平成30年4月17日（火）13：52～

会場：仙台第二合同庁舎2階 共用会議室

○事務局（伊藤課長補佐）

本日はご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻前ではございますが皆様お揃いですので、ただいまから、東北地方年金記録訂正審議会第4回総会を始めさせていただきます。

なお、本会議の発言につきましては、議事録作成の都合上、録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。

併せて、東北厚生局ホームページ掲載用の写真を撮らせていただきますので、こちらにつきましても、ご了承ください。

申し遅れましたが、わたくしは、本日の司会を務めます、東北厚生局 年金審査課の伊藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず始めに、今回、東北地方年金記録訂正審議会委員に再任された皆様に、任命通知を交付いたします。本来であれば、皆様に直接、手渡しすべきところではございますが、時間の都合もありますことから、あらかじめ机の上にお配りさせていただきました。恐縮でございますが、ご確認をお願いいたします。

○事務局（伊藤課長補佐）

続きまして、お手元の資料のご確認をお願いいたします。まず始めに「座席表」、次に「議事次第」に続きまして、「資料1 東北地方年金記録訂正審議会 委員名簿」です。次に「資料2 審議会委員数の削減について」、次に「資料3 会長代行並びに部会に属すべき委員及び部会長の指名について」、続いて「資料3-1」一枚物の資料になります。「東北地方年金記録訂正審議会委員構成・部会長」、こちらの一枚物の資料につきましては、総会終了後に回収をさせていただきます。次に「資料4」です。「平成29年度 年金記録訂正請求の状況等について」、この他、「別添資料1 地方年金記録訂正審議会規則」、「別添資料2 東北地方年金記録訂正審議会運営規則」になります。資料は以上でございます。資料等に不足はございませんでしょうか。

続きまして、平成30年度 東北地方年金記録訂正審議会委員の皆様をご紹介します。お手元に配付しております「資料1 東北地方年金記録訂正審議会の委員名簿」をご覧ください。

委員の皆様の所属と役職などは名簿に記載がございますので、恐縮ではございますが、五十音順に、お名前のみご紹介させていただきます。

○事務局（伊藤課長補佐）

それでは始めに、荒川委員でございます。

○荒川委員

よろしく申し上げます。

○事務局（伊藤課長補佐）

次に榎並委員でございます。

○榎並委員

榎並です。よろしく申し上げます。

○事務局（伊藤課長補佐）

大滝委員でございます。

○大滝委員

大滝でございます。よろしく申し上げます。

○事務局（伊藤課長補佐）

大場委員でございます。

○大場委員

大場でございます。よろしく申し上げます。

○事務局（伊藤課長補佐）

木村委員でございます。

○木村委員

木村です。よろしく申し上げます。

○事務局（伊藤課長補佐）

日下委員でございます。

○日下委員

日下です。よろしく申し上げます。

○事務局（伊藤課長補佐）

香高委員でございます。

○香高委員

香高です。よろしく申し上げます。

○事務局（伊藤課長補佐）

佐久間委員でございます。

○佐久間会長

佐久間でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（伊藤課長補佐）

佐瀬委員でございます。

○佐瀬委員

佐瀬と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（伊藤課長補佐）

佐藤委員でございます。

○佐藤委員

佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（伊藤課長補佐）

鈴木委員でございます。

○鈴木委員

鈴木です。よろしくお願いいたします。

○事務局（伊藤課長補佐）

最後に高木委員でございますが、本日はご欠席となっております。

○事務局（伊藤課長補佐）

以上、平成 30 年度の東北地方年金記録訂正審議会の委員総数は、12 名でございます。なお、平成 30 年度より、委員定数が 12 名となりました経過等につきましては、後ほど、ご説明させていただきます。続きまして、事務局の出席者をご紹介します。

○事務局（伊藤課長補佐）

東北厚生局長の藤原でございます。

○事務局（藤原局長）

よろしくお願いいたします。

○事務局（伊藤課長補佐）

年金管理官の原口でございます。

○事務局（原口管理官）

原口でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（伊藤課長補佐）

年金審査課長の伊東でございます。

○事務局（伊東年金審査課長）

伊東です。よろしくお願いいたします。

○事務局（伊藤課長補佐）

年金審査課 課長補佐の佐藤でございます。

○事務局（佐藤課長補佐）

佐藤です。よろしくお願いいたします。

○事務局（伊藤課長補佐）

年金審査課 管理係長の庄司でございます。

○事務局（庄司管理係長）

庄司でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（伊藤課長補佐）

最後に、わたくし、年金審査課 課長補佐の伊藤でございます。

○事務局（伊藤課長補佐）

それでは、本日の議事に先立ちまして、藤原東北厚生局長より、ご挨拶申し上げます。

○事務局（藤原局長）

改めまして、東北厚生局長の藤原でございます。いつも大変お世話様でございます。委員の皆様方におかれましては大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、平素より国の年金事業の適正な運用と円滑な推進と、本当にご理解とご協力を賜っておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

最初にこの4月に、東北地方年金記録訂正審議会の部会数及び委員数の見直しが行われましたことは私からも御報告を申し上げます。これまで16名の委員の4部会という構成から12名の委員の3部会という構成になります。

今回、委員の改選にあたりましては、再任をお願いいたしましたところ、4名の委員の皆様から快諾をいただきました。誠にありがとうございました。

年金記録の確認、それから訂正につきまして少し振り返りますと、平成19年6月以降、総務省に設けられました年金記録確認第三者委員会で年金記録の訂正の、あっせん・非あっせん という形で行われてまいりました。平成26年6月の法律改正に伴いまして、恒常的な年金記録訂正手続きとして、厚生労働大臣に年金記録の訂正を求める制度が整備されまして、27年4月から施行されたということでございます。

この新たな制度では、訂正請求が国民の権利として位置づけられまして、地方厚生局長は、審議会の答申を受けて行政処分として通知することになっております。さらに、訂正あるいは不訂正の決定に不服がある場合には、審査請求あるいは訴訟手続という途が開かれるようになりました。

平成27年4月に東北地方年金記録訂正審議会が設置されたところですが、審議会委員の皆様には年金記録の訂正・不訂正の妥当性につきまして多くのお時間をさいいただきながら高い御見識からの丁寧なご審議をいただいております。平成29年度も93件の年金記録訂正請求のご審議をいただき、本当にありがとうございました。

年金記録訂正請求は、件数で見ますと、最近では第三者委員会の発足当時と比べますと減少傾向にございますが、請求事案の内容が複雑で難しい事案が増えており、また時期が比較的新しい事案というのも出てきているというような状況でございます。

年金制度は国民の一人一人に対しまして、非常に長期にわたり関わりを持つ制度でございます。記録が不正確であった場合には、年金の給付、その方の生活に大きな影響を与えることになるわけでございます。したがって、年金記録の厳格な管理、これを行うことはまずもって当然でございますが、同時に国民の皆様から年金記録訂正請求があった場合に訂正の可否を公平・公正に判断することが求められるところでございます。

審議会委員の皆様におかれましては大変お忙しいとは存じますが、年金記録ひいては年金制度の信頼を支えるために引き続きご尽力賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくようお願い申し上げます。

○事務局（伊藤課長補佐）

続きまして、東北地方年金記録訂正審議会 佐久間会長より、ご挨拶を頂戴いたします。

○佐久間会長

会長を務めております佐久間でございます。開会におきまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

委員の皆様、今、局長さんよりお話がありましたように、大変な時間と、それから神経を使いになって委員の大任を務めていただいていると思ひまして、大変ありがたく存じております。

今、局長さんのお話にありましたけども、平成19年の臨時と申しますか、暫定的な総務省の第三者委員会の膨大なお仕事。これが終わりました、平成27年からですかね。この恒常的な年金記録の訂正を扱うという委員会になりました、新出案件、第三者委員会の時よりも随分減ったと思ひますが、それでも国民の皆さんの老後の資金と生活資金というものを、いかに適正にお渡しするか、という、大変な、大きな仕事を担っている委員会だということで、毎回案件ごとに個性もありますし、申し立てた方の切実

な思いというものもありますので、本当に真剣に慎重に審査をしていただいていると思います。

部会が1つ減りまして、新出案件も減少傾向にありますけども、今申し上げたように皆さんの本当に切実な願いにどう適正に答えるかというような役割がある委員会でございますので、1件1件ですね、大切に慎重に審議して参りたいと思います。

制度が変わりまして、審査請求や訴訟案件というのも出てきておりますので、審議会がいかに熱心に、適正な資料に基づいて判断したかということが、また改めて違うステージで問われるというようなこともありますので、そういう意味では1件1件ですね、本当に大切に吟味して審査して結論を出したいと思っております。

また、事務局の皆様には大変膨大なお仕事をお願いしてまして、私たちも事務局がいろいろ調べてくださっているので、ある意味で安心して仕事をしております。今回は部会と、それから、担当されている班の方も変わったようですけども、今後もですね、こういう重要な職責を担っているということを私自身が肝に銘じて参りたいと思いますので、委員の皆様、どうぞ引き続き、宜しく願い申し上げます。簡単ですけども開会のご挨拶といたします。

○事務局（伊藤課長補佐）

ありがとうございました。それでは、本日の議題に入らせていただきます。ここからの議事進行は、佐久間会長をお願いいたします。では、佐久間会長よろしく願いいたします。

○佐久間会長

はい、それでは、着席いたしまして進めて参りたいと思いますが、これより議事進行をさせていただきますが、まず事務局の方から、本日の委員の皆様の出欠状況、会議の成立についてご報告をお願いいたします。

○事務局（伊東年金審査課長）

はい、東北厚生局 年金審査課長の伊東でございます。

本日の会議は、委員総数12名に対しまして、11名の委員の方にご出席いただいております。これは、地方年金記録訂正審議会規則第7条第1項に規定する定足数を満たしておりますので、本日の会議は成立していることをご報告いたします。

○佐久間会長

はい、ありがとうございました。それでは、議題の審議に入ります前に、本日の会議の公開・非公開の取扱いについて、判断をいたしたいと思います。

「別添資料2」ということでお配りしております、「東北地方年金記録訂正審議会運営規則」これの3ページをご覧くださいと思います。

この運営規則の第9条の規定ですが、「会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる。」というふうに規定されております。

本日の議題ですが、1から3につきましては、特段、個人情報等の保護というような問題もございませんし、公開することによって、この審議会の運営に支障をきたすことも無いだろうというふうに判断

できますので公開とさせていただきます。

次に、同じ資料の4ページ、5ページをご参照ください。運営規則の12条第1項。それから、2項の規定によりまして「審議会の議事要旨を作成する。」「会議資料と併せて東北厚生局のホームページで公開する。」それから、同じ12条第3項の規定に基づきまして、「議事録を作成する。」ことになっていきますので、このようなことをしていただきたいと思います。

それから、同じ12条第4項の規定によりまして、議事録の署名人として、3名を決めたいと思います。私の他に、大滝委員・佐瀬委員の2名の委員の方を指名いたしますので、事務局は、議事録の整理ができましたら、私と大滝委員・佐瀬委員に議事録をお送りしまして、確認の上、署名をいただいでください。では、指名をいたしまして大滝委員・佐瀬委員には、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○大滝委員

よろしく申し上げます。

○佐瀬委員

よろしく申し上げます。

【議題1】

審議会委員数の削減について

○佐久間会長

それでは、議題に入ります。「審議会委員数の削減について」事務局の方からご説明をお願いいたします。

○事務局（伊東年金審査課長）

では、「資料2」ですね。「議題1 審議会委員数の削減について」ということでご覧いただきたいと思っております。まず、1つ目ですが「審議会における処理状況及び1回あたりの部会での審議件数」ということで、部会開催数及び処理件数は、平成27年度は58回、148件。平成28年度は52回の部会開催で、処理件数が124件。平成29年度は、部会は55回の開催、処理件数が93件ということで、処理件数は減少傾向にあります。また、1回あたりの部会での審議件数は、平成27年度は2.6件。平成28年度は2.4件。そして、平成29年度は1.7件と、こちらも減少傾向がございます。なお、最近の傾向では請求内容の複雑化に伴いまして、1件あたりの審議時間がおおむね40分から1時間程度必要という状況もありまして、1回あたりの件数というのが3件ないし4件程度が限度かなと考えております。

2つ目としまして、「訂正請求件数の減少を踏まえ、平成30年4月から東北地方年金記録訂正審議会 部会数を現在の4から3に変更する。」これは「資料3」の「東北地方年金記録訂正審議会運営規則 第4条」にございます。この資料3の2ページにありますが、「審議会に4以内の部会を置くことができる。」という規定がございまして、今回は運営規則は改正しないとしておりますので、4から3に変更するということとございます。

3つ目としまして、「審議会委員数の削減」ということで、部会数の減少に伴いまして、平成29年度

までの16名から12名に変更するというごさいます。年金記録訂正審議会の庶務要領というものがございまして、こちらは委員の先生方々には配布はしてないものですが、年金審査課が行う地方審議会の庶務に関する事務手続きや、必要となる帳票・書類等の様式例とか、議事進行等の標準例などを定めて地方審議会の適切かつ、円滑な運営を図ることを目的としたものでございまして。この庶務要領の第1章1－(1)に「地方審議会には請求事案の調査審議に必要な部会数を設置するものとし、1部会に属する委員は4人を基本とする」ということで、平成27年4月に策定して決められたものでございまして。こういった事情が部会数を4から3に減らして、それに伴って委員数も12名に削減したということございまして。説明は以上になります。

○佐久間会長

ありがとうございました。委員の皆様、ご質問がありましたら、どうぞお聞きいただけたらと思ひますが。

○佐久間会長

よろしいでしょうか。皆様、再任ですので、特にご質問なければ次に参りたいと思ひます。

【議題2】

会長代行並びに部会に属すべき委員及び部会長の指名について

○佐久間会長

それでは次に議題の2番目に入ります。この審議会の「会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名」に入りたいと思ひます。

「資料3」の1ページをご覧ください。「地方年金記録訂正審議会規則」でございまして、会長代行につきましては、この規則の第5条の3項において「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う」というふうに規定されております。

平成29年度をもちまして、会長代行をしていただいていた三上委員が退任されておりますので、新たに会長代行を指名させていただくこととなります。また、第6条の第2項において「部会に属すべき委員等は、会長が指名する」、第3項において「部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、会長が指名する」というふうに記載されております。

「資料3」の次のページ。2ページをご覧ください。この審議会の運営規則にあつては、4条ですね、「審議会に4以内の部会を置くことができる」としたところでありまして。なお、今、ご説明がありましたように、平成30年度からは委員定数を削減いたしまして、部会を再編成するということになっております。以上のことを踏まえまして、規則に基づき、私の方で指名をさせていただきたいと思ひました。「資料3-1」をご覧ください。まず、会長代行ですけれども、鈴木委員を指名いたします。鈴木委員におかれましては、私に事故があつたようなとき、委員の改選期において会長が欠けるとき、こういうような場合は会長代行としての職務をお願い致したいと存じますが、よろしいでございましてでしょうか。

○鈴木委員

はい。

○佐久間会長

では、会長代行に指名いたしました鈴木委員は代行の席にお移りいただきたいと思います。それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、部会に属すべき委員・部会長の指名を行います。先ほど、事務局からご説明のありましたとおり、平成30年度は委員の数が減少しております。これを受けまして、この審議会では、3つの部会を設置することにいたします。

第1部会の委員の皆様、榎並委員・大場委員・佐瀬委員と私の4名で構成いたしまして、部会長は私、佐久間といたします。第2部会は、日下委員・荒川委員・大滝委員・高木委員の4名で構成していただきまして、部会長には日下委員をお願いいたします。第3部会は、香高委員・木村委員・佐藤委員・鈴木委員の4名で構成していただきまして、部会長には香高委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。会長代行・部会に属すべき委員の皆さん、それから部会長の指名は以上のとおりです。今後、地方審議会総会の開催は、必要な都度、会長の私が招集いたしまして、各部会の開催は部会長が招集するということとなります。委員の皆様におかれては、ただいま私が指名いたしました部会長の下で、東北厚生局長から諮問のあった年金記録訂正請求の個別事案をご審議いただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、地方年金記録訂正審議会規則の第6条第5項に、「部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員等のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」と定められておりますので、今後開催されるそれぞれの部会におきましては、部会長は、部会長の代理を指名してくださいようお願いいたします。

【議題3】

年金記録訂正請求の状況等について

○佐久間会長

続きまして議題の3に入りますが、「平成29年度年金記録訂正請求の状況等について」事務局の方からご説明をお願いします。

○事務局（伊東年金審査課長）

では、お手元にお配りしております「資料4 平成29年度年金記録訂正請求の状況等について」をご覧ください。

これを捲っていただきますと、「年金記録訂正請求の受付件数の推移」ということで、平成19年度から29年度までの数字が載せてあります。表の上段ですね、平成19年度から26年度までのところは、社会保険事務所あるいは日本年金機構の年金事務所で受付した訂正請求。あるいは第三者委員会当時の年金記録の確認の申立書の件数です。下の段ですね。年金審査課処理分とありますが、年金審査課で受付

した件数が27年度からとなっております。19年度から26年度までの数字につきましては、東北地方第三者委員会で受付した申し立ての件数ということでございます。19年度から29年度まで合計してきますと、機構受付分が21,265件。第三者委員会及び年金審査課受付分が16,237件ということでございます。ちなみに、27年度の年金審査課処理分227件となっておりますが、これは第三者委員会からの繰り越しの33件を含んだ件数となっております。

2ページ目、捲っていただきますと「訂正請求処理件数の推移」ということで、こちらも第三者委員会の時の数字と、27年度年金審査課での処理件数の推移でございます。グラフを見てお判りのとおり、年々減少傾向ということが一目瞭然かと思えます。ちなみに、29年度の処理状況が表示してありますが、合計132件。こちらの中に取下げの件数を含みますが、この75%が厚生年金の事案。残りの25%が国民年金の事案という状況です。

資料の3ページ目は「平成29年度の進捗状況」ということでございますが、28年度からの繰り越しが24件ありまして、受付が429件。これは1ページ目の資料と同じように、年金機構での受付件数を含んだ数字となっております。年金審査課の方で処理した件数は、H欄ですね。決定件数合計という、93件ということでございます。

「②平成29年度部会の開催状況」を載せてあります。1部会が16回。2部会が13回。3部会が14回。4部会が12回の合計55回。28年度は52回の開催でございました。

「③部会毎の処理状況」ということで、各部会ごとの国年・厚年の処理件数が載せてあります。

次の4ページに移りまして、こちらは東北厚生局年金審査課で「口頭意見陳述の実施状況」また審査請求ですね、「東北厚生局が原処分した審査請求の状況」。それと右側に「訴訟の状況」ということでございます。

口頭意見陳述、28年度29年度に1件ずつ実施しました。審査請求につきましては、平成28年度は8件ありましたが、平成29年度は昨日の時点で4件ということでございます。それと、訴訟につきましては平成28年度に1件。厚生年金事案です。29年度も厚生年金の事案が提訴されておりまして、28年度の訴訟につきましても、まだ係争中の状況でございます。

資料の5ページにつきましては、部会の開催状況、全体の開催状況と審議件数の議決の内訳ということです。右下に円グラフがありますが、全体の議決の内訳ですと、訂正が25.8%。一部訂正が10.8%。不訂正が63.4%というような割合となっております。

資料の6ページは、厚生労働省のホームページにもアップされております全国分の訂正請求の受付処理状況でございまして、平成30年2月となっておりますが、これが今日現在の直近のデータです。同じように7ページ、他の厚生局の30年2月分の数字等出ております。参考までにご覧いただければと思います。

8ページが、27年3月から30年2月までの各厚生局の受付件数、処理件数が載っております。今最も多いのが関東信越厚生局の中の東京分室です。次が近畿厚生局。3番目が関東信越厚生局。関東信越厚生局には埼玉に本局がありますが、東京・千葉・神奈川に分室がございまして。ちなみに東北は受付件数からすると7番目ということになります。

次の資料の9ページ、こちらは昨年12月26日に行われました「第5回社会保障審議会年金記録訂正分科会」の資料の抜粋でございまして。平成28年度の事業状況と29年度上期の概況が載っております。

資料の10ページをご覧くださいますと、制度別の受付件数が(1)、(2)が地方厚生支局別の受付件

数ということでグラフになっております。訂正請求の受付件数のうち9割が厚生年金の事案です。この資料にはございませんが、請求者の年齢別の状況見ますと、全制度におきまして70歳以上の請求件数が減少している一方で、厚生年金の40歳以上50歳未満の請求件数が増加しており、訂正請求を行う者が受給者から被保険者に移行していることがうかがえる状況です。制度別では厚生年金の訂正請求が増加しており、その中でも、標準賞与に係る訂正請求の件数が厚生年金の訂正請求の約7割を占めているというような状況でございます。

資料の11ページは「訂正請求の処理期間の状況」でございます。年金記録の訂正請求には標準処理期間というものが定められておりまして、厚生局の処理期間というのは、下のところに説明がありますが、年金機構の方から厚生局へ訂正請求書が送付されました翌日から、処分通知書の送付日までの期間を標準処理期間と定められておりまして、これが103日と決められております。ちなみに、東北厚生局の平均処理期間は平成28年度末で94.4日、29年度末では90.7日ということで100日を切っております。

資料の12ページ。こちらにつきましては「請求期間の分類」ということで、先ほども説明しましたが、厚生年金であれば標準賞与に係る訂正請求がかなり多いという状況です。

資料の13ページ。こちら「請求期間の分類」ということで、事案類型ごとの数字が載っております。

資料の14ページを見ていただければと思います。「部会の開催状況」ということで、北海道から九州までの部会の開催状況を載せてあります。これは平成28年度の開催状況ですが、27年度は全国の合計が1,043回ございました。それが28年度では987回。部会の開催も減ってきているということでございます。(2)に「口頭意見陳述の実施状況」があります。

資料の15ページ。こちらは「審査請求の受付処理状況」ということで、全厚生局分の審査請求の申込み状況でございます。平成29年度上期ということで、右側のところを見ていただきますと受付が33件。27年度は受付の合計が176件ありました。28年度は167件。29年度上期ですが33件と、大幅にと言っているのか減少していると。この減少している理由ですが、審査請求で原処分に対して不服だということで審査請求する訳ですが、審査請求は原処分が違法かどうかというところを見ている訳で、仮に審査請求で認容されたにしても、なかなか不訂正が訂正に結びつかないということがありまして、審査請求は減少しているのではないかと、というように本省の年金局の方ではみております。29年度上期の合計のところには1件の認容がございます。これは厚生年金の事案で、資格記録の事案でした。会社の事業主の息子さんが請求者ということで、途中から資格喪失した。これにつきましては、審査請求は本省で行っている訳ですが、改めて調査をしたところ、全従業員に対して厚生年金の被保険者資格を取得させていた。また、報酬の支払いもあった。その息子さんは夜学にも通っていたが職場に戻って仕事をしていたということで、勤務の実態があったとして認容されたケースです。

最後の資料の16ページ。「訴訟」ということで提訴の状況が出ております。訴訟事件の件数22件のうち29年度上期における提訴は5件です。この中に東北厚生局の件数も含まれております。確定した判決件数、(3)ですね。これは4件ございます。その中で1件。国側が一部敗訴したケースもございます。私からの説明は以上になります。

○佐久間会長

ありがとうございました。よろしいですかね。委員の皆様、何かご質問ございましたらお願いいたします。

○佐久間会長

特にございませんでしょうか。それでは最後の議題に入りたいと思いますがよろしいですか。

【議題4】

その他について

○佐久間会長

それでは「議題の4」ですが、「その他について」になりますが、ここからの議事につきましては、本審議会の事務手続や運営に関する会長または部会長の意思決定に係るルールが含まれております。

これらを公開しますと本審議会の運営に支障が生ずる懸念があると思われまますので、議事と資料は非公開といたします。傍聴者はいらっしゃらないですね。それでは、事務局からご説明をお願いします。

《以降非公開》